

長崎県県央地区（長崎市新三重漁業協同組合）におけるマアジ、マサバ及びゴマサバ、ウルメイワシ等に関する中型まき網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和5年 3月31日（協定認定日）

令和6年11月28日（変更認定日）

（目的）

第1条 本協定は、マアジ、マサバ及びゴマサバ、ウルメイワシ等に関する中型まき網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該中型まき網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって中型まき網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域は、長崎県南部海区とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、中型まき網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、ウルメイワシ、カタクチイワシとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、中型まき網漁業とする。

（資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

マアジ	資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2-5に定める目標
マサバ及びゴマサバ	資源管理基本方針別紙2-16に定める目標
マイワシ	資源管理基本方針別紙2-7に定める目標
カタクチイワシ	資源管理基本方針別紙2-39に定める目標
ウルメイワシ	資源管理基本方針別紙2-40に定める目標

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のため、公的管理措置（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。））、長崎県漁業調整規則、中型まき網漁業許可の制限措置及び条件）を遵守することに併せ、対象魚種の漁獲量の管理を適切に実施するため、下表に記載した資源管理措置として休漁に取り組み、漁獲努力量制限として年間操業可能日数（365日）を13%以上削減する。

なお、魚種ごとに盛漁期が異なることから、対象魚種すべてに対し効果的な資源管理を行うことを目的として、同表に記載した具体的な取組として、原則、月に4日以上、操業日数削減を行うこととする。

資源管理措置	具体的な取組	公的管理措置 (操業期間)	確認用提出資料
休漁	4月～3月の間、年間48日以上、休漁を実施（別紙参照、原則、月に4日以上）	○中型まき網漁業許可 1月1日から 12月31日	停泊時写真 又は、 市場荷受伝票又は 漁協仕切伝票

また、上記措置のほか、以下の措置に引き続き積極的に取り組むものとする。

- ・マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシの小型魚（その時期の標準的サイズより小型のもの）を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないよう漁場移動を行う。

なお、対象資源は、日本海西部・九州西海域の広域に分布回遊することから、自主的資源管理措置等に基づいて作成された「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針」により、国、関係県など行政・研究機関の指導のもと、関係するまき網漁業団体と協調した取組を行う。

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、長崎市新三重漁業協同組合（以下「漁協」という。）は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）に報告する。

3 第1項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
 - 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。
 - 4 漁協は、前3項の届出を受理した場合は、法第125条第2項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

(協定の変更又は廃止の場合の手続き)

- 第10条 漁協は、資源管理協定を変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から5年間（令和10年3月まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき長崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

2 本協定は、本県中型まき網漁業者間で協調した取組を行う必要があることから、長崎県旋網漁業協同組合への協議・相談を経て作成・変更するものとする。

附 則

本協定は、協定認定日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙参加者名簿のとおり

(以上)